

平成22年度 日本知的障害者福祉協会事業計画

我が国の障害保健福祉は、平成18年度より、障害者自立支援法に基づく新たな制度が導入され、障害保健福祉サービスの状況は利用者・事業者に極めて厳しいものとなっている。

しかし、昨年の総選挙で従来の政権に変わる新たな政権は、障害者自立支援法は廃止し、それに変わって「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定することを明言している。その方向性を示す「障がい者制度改革推進会議」が内閣府に設置され活動がはじまっている。当協会は、その専門部会に参画して協会として強く意見を発信することとしている。

知的障害福祉サービスを提供するものとして、本会に課せられた役割・責務は重大であり、利用者の所得保障や安定した福祉サービスの提供とその質の向上を図るべく、政策・制度の改善に向けた取り組みとともに福祉サービスのあり方、経営者及び職員の質の向上など多様な課題への迅速かつ積極的な対応が求められている。

このため、役員をはじめ会員相互においては、緊密かつ有機的連携のもと、また協会組織が一体となって事業・活動を推進するため、ここに平成22年度事業計画を定め、知的障害者福祉の一層の充実を図るものである。

| 基本的事業

協会の目的実現のため、次の基本的事業を推進する。

1. 組織強化

- ①日本知的障害者福祉協会及び地区会・地方会の組織の充実、強化
- ②部会・分科会の充実、強化
- ③地区会長会議の開催、連携強化
- ④全国会長・事務局長会議の開催
- ⑤新公益法人への移行準備

2. 予算対策・対外活動

- ①国家予算対策及び知的障害福祉関係施設・事業等の運営に関する改善の推進
- ②国会及び関係行政機関に対する政策提言及び障害福祉に関する情報の収集
- ③障害者自立支援法の抜本的見直し及び障がい者総合福祉法（仮称）の制定に係る関係団体との連携・協力

3. 広報活動

- ①各種情報の収集・提供の推進
- ②知的障害福祉の広報・啓発活動の推進
- ③広報・機関紙「愛護ニュース」の発行
- ④協会ホームページの充実
- ⑤協会活動方針及び政策活動の会員への広報
- ⑥「知的障害福祉月間」行事への協力

4. 調査研究

- ①全国知的障害福祉関係施設・事業実態調査
- ②施設・事業種別実態調査
- ③その他各種調査・研究

5. 国際交流

- ①国際交流、国際会議への参加・協力
- ②海外の障害者施策並びに支援区分等に関する情報の収集、実情分析
- ③海外活動支援・協力

6. スポーツ及び文化の推進

- ①全国障害者スポーツ大会開催への協力
- ②スポーツ・文化活動の振興

7. 研修・指導

- ①全国知的障害関係施設長等会議の開催
- ②全国知的障害福祉関係職員研究大会の開催
- ③部会・分科会協議会の開催
- ④各地区会実施の施設長会議及び施設・事業職員研究大会等への助成
- ⑤施設・事業種別関係研修会の開催
- ⑥研究指導誌「さぽーと」の発行

8. 施設・事業職員養成事業

- ①「社会福祉士養成所（通信課程）」の運営
- ②「知的障害援助専門員養成通信教育事業」の実施
- ③「知的障害福祉士認定事業」の実施
- ④その他施設・事業職員に対する養成事業の企画・実施

9. 図書・資料の刊行等

- ①『全国知的障害福祉関係施設名簿』の刊行
- ②知的障害福祉に関する図書・資料等の出版企画及び刊行
- ③各種調査・研究報告書の発行

10. 表彰事業

- ①愛護福祉賞の表彰
- ②知的障害福祉関係施設等永年勤続者の表彰
- ③その他

11. 事業所職員福利厚生事業

- ①施設職員互助会の運営
- ②その他施設職員のための福利厚生事業の推進

12. その他必要な事業

II 事業・活動の推進にあたっての具体的な取り組み

1. 事業・活動の効果的・効率的な推進

障害者自立支援法に伴い3障害の一元化や新たな支給決定手続き（障害程度区分）等、施設・事業体系や報酬体系など大きく制度が変わるなか、これらを踏まえた事業・活動の推進を図るものとする。また、協会組織の拡大とともに事業・活動も年々増大し、組織的連携の強化並びに財政の確保や事務量の増加が喫緊の課題となっている。よって、事業・活動の推進にあたっては、具体的目標及び期間の設定など効果的かつ効率的に実施することとする。

2. 関係機関・団体との連携の強化

国会や厚生労働省、文部科学省等関係行政機関及び全国社会福祉協議会、日本発達障害福祉連盟、全日本手をつなぐ育成会、全国知的障害者施設家族会連合会、日本障害者協会並びに各種障害関係団体などとの情報交換、協議等緊密な連携を積極的に図ることとする。

3. 地区会会长会議（9地区の会長により構成）

地区会は、地方会との連携を密にし、会員相互の研修・研究交流、地域振興や地域間交流を展開するとともに積極的な意見集約を図り、地区会会长会議等を通じ、地区相互の連携と活動等の調整、また、理事会等との有機的な連携を図ることとする。

4. 部会及び分科会（5部会12分科会）

各分科会（並びに支援スタッフ部会）にあっては、障害者自立支援法による新たな施設・事業体系との整合性を図りながら、各施設・事業種別運営研究協議会等を通して、新たな制度に伴う緊急的課題等を検討するとともに意見集約を行い、各部会・分科会間にあっては施設・事業種別を超えた共通課題への相互理解と緊密な連携により、諸課題の解決にあたるものとする。

①発達支援部会

児童施設分科会（知的障害児施設）

児童通園・児童デイサービス事業分科会（知的障害児通園施設、児童デイサービス）

②生活支援部会

更生施設分科会（知的障害者更生施設、施設入所支援）

授産施設分科会（知的障害者授産施設）

③日中活動支援部会

通所更生施設分科会（知的障害者通所更生施設、療養介護、生活介護、自立訓練、
地域活動支援センター）

通所授産施設分科会（知的障害者通所授産施設、就労移行支援、就労継続支援B型）

福祉工場分科会（知的障害者福祉工場、就労継続支援A型）

④地域支援部会

通勤寮分科会（知的障害者通勤寮）

グループホーム・ケアホーム等分科会（共同生活援助、共同生活介護、福祉ホーム）

相談支援事業等分科会（相談支援事業、重度障害者等包括支援、都道府県で実施する地域療育等支援事業等）

就業・生活支援センター等分科会（就業・生活支援センター）
居宅介護事業等分科会（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援事業）
⑤支援スタッフ部会（施設職員地区代表者で構成）

5. 委員会

各委員会の活動は次のとおりとし、その他会長の諮問に応じ検討等を行うものとする。

①政策研究部

ア. 政策委員会

障害者自立支援法の問題点を再検証し、喫緊の課題等に即時対応するとともに、「障がい者総合福祉法（仮称）」の課題と方向性に対し、協会としての政策提言及び予算対策等の活動を図る。さらに、新たな事業体系及び相談支援と支給決定のあり方等についても検討し、委員会としての具体的な方向性を示す。

イ. 調査・研究委員会

定例的な実態調査とともに新たな制度に対応する調査を政策委員会との連携を図りながら実施し、基礎的資料を提供する。障害福祉制度の過渡期にあるため、知的障害児・者施設実態調査については、調査の単位、実施方法を含め改善すべく再検討を行う。また、「アセスメントと個別支援計画の手引き」及びその同システムソフトの普及を行うとともに、政策委員会で検討している協会版SISとも連携し、より精度の高いアセスメントを考案する。

②総務部

ウ. 人権・倫理委員会

障害者の人権・権利擁護について、関係する法令および各種制度の課題等の検討を行うとともに、不祥事防止のための具体的な取り組みを行う。

昨年度改訂をした「知的障害施設職員行動規範」を広く普及させ、関係者等への啓発を行う。

エ. 危機管理委員会

平成15年に発行をした「知的障害者施設における苦情解決のあり方～苦情事例から～」をもとに、現在の施設における苦情の傾向や解決事例を比較し、検証を行い、施設における苦情解決のあり方について検討を行う。

③事業部

オ. 編集出版企画委員会

研究指導誌「さぽーと」の編集及び書籍の出版企画を行う。

カ. 人材育成・研修委員会

次のとおり施設職員通信教育の運営、施設等職員の人材育成・資質向上及び施設職員研修会等の企画・調整を行う。

- ・知的障害援助専門員養成通信教育（第40期）の運営
- ・知的障害援助専門員養成通信教育テキスト改訂（1冊）

- ・知的障害福祉士認定講習会・試験の実施
- ・知的障害福祉士、知的障害援助専門員等を対象とした研修会の実施
- ・その他協会が実施する研修会の企画等への協力

④国際部

キ. 国際委員会

国際交流、国際会議への対応、海外情報の収集と発信、研修生の受け入れ、海外活動支援・協力をを行う。

6. 社会福祉士養成所

「社会福祉士養成所」（通信課程）第21期生及び第22期生事業の実施。